

産商第 6 号

平成17年4月20日

イズミヤ株式会社
代表取締役 林 紀男 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年8月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ六地藏店
京都市伏見区桃山町西尾12番1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日17,765台、休日18,928台（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号4002（伏見区桃山町西尾））である外環状線（京都宇治線）に面しており、都市計画上の近隣商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側及び西側に外環状線を隔てて商業施設、飲食施設、南側にJR奈良線を隔てて低層住宅、東側に銀行及び眼科医院等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、営業時間延長における青少年の非行防止対策についての質問が出され、設置者からの対策内容の回答が行われた。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間及び夜間の等価騒音レベルの値及び夜間の騒音レベルの最大値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が30%であり、変更に伴い等価騒音レベルの上昇値が1.1dB上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

夜間の騒音レベルの最大値についても、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。